

2024年10月施術分～ 鍼灸 療養費改定内容について

- * 往療内訳表の作成がなくなる代わりに、新様式のレセプトに印字される項目が増えます。

○施術した場所(入居施設や住所地特例等、保険証住所地と異なる場合に記載)

「施術場所」

○往療又は訪問の理由 (1. 独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3. その他

「往療又は訪問の理由」

新様式のレセプトに印字するために、レセコンでは「施術場所マスター管理」を設けました。

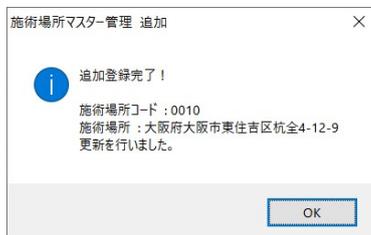
【 施術場所の登録方法 】

施術場所マスター管理

鍼灸・マッサージとも 45番 のボタンを押します。

※ 最初の起動時はデータ件数が0件であることのメッセージが表示されます。

- ・ 処理モードが「追加」の状態、往療（訪問施術）場所の住所を『施術場所』に入力します。
- ・ 施術場所コードは入力しなくても自動的に0001から割り当てられます。
- ・ 住所を入力し終わったら、画面右下の【更新】ボタンを押します。



←完了画面が表示されれば、往療（訪問施術）場所の住所が登録・保存されています。

- ・ 1度登録した住所を変更や削除をする場合は、処理モードを「変更」または「削除」に設定し、施術場所コードに編集したい数字を入れて、画面上部の【検索】ボタンを押します。

変更の場合は、『施術場所』に表示されている文字を編集し、【更新】ボタンを押します。

削除の場合はそのまま【更新】ボタンを押します。

【 施術場所の登録を終えた後、患者情報の登録 】

施術場所CD	施術場所	
	選択	

鍼灸・マッサージのみ使用

2024年9月以降のレセコンのバージョンには、受診者管理画面の右上に上図のような枠が新しく設けられています。

施術場所CDに数字を入力し、Enterキーを押すと、施術場所が表示されます。

施術場所CD	施術場所	
1	選択	



施術場所CD	施術場所	
0001	選択	大阪市東住吉区杭全4-12-9

鍼灸・マッサージの施術において、往療（訪問施術）場所が保険証の住所と異なる場合は、必ず、施術場所の登録が必要となります。

※ 登録していないコードを入力した場合・・・

施術場所CD	施術場所	
0003	選択	コード未登録: 施術場所を入力して下さい。

受診者管理画面で施術場所の登録を促されますので、必要であればここから入力・登録も可能となっています（当画面で新しい住所を入れた場合でも、マスタ管理に登録されます。）

※ 登録しているコードをもとに、新しい住所を入れる場合・・・

施術場所CD	施術場所	
0001	選択	大阪市東住吉区杭全4-12-9



施術場所CD	施術場所	
0001	選択	大阪市東住吉区杭全4-12-9-201



施術場所CD	施術場所	
0011	選択	大阪市東住吉区杭全4-12-9-201

既存のデータをもとに、住所の微調整を行うことも可能です。編集された場合は、自動的に番号が割り当てられ、マスタ管理に登録されます。

※ 選択ボタンを押した場合・・・

「施術場所マスター管理一覧照会」画面に移動します。

施術場所マスター管理一覧照会	
施術場所	大阪
☆キーワード検索可 複数ワード検索可(スペース区切り)	
受診者管理	施術場所マスター管理
検索	キャンセル
終了	
施術場所コード	施術場所
0001	大阪市東住吉区杭全4-12-9
0011	大阪市東住吉区杭全4-12-9-201
0010	大阪府大阪市東住吉区杭全4-12-9
0002	大阪府大阪市北区茶屋町

- ・ 画面上部の『施術場所』に住所の一部分を入力し、【検索】ボタンを押すと、画面下部にキーワードに合致した住所が一覧表示されます。
- ・ 画面下部の施術場所コード（数字部分）を1つ選択し、【受診者管理】ボタンを押すと、受診者管理画面に移動し、選択した施術場所が反映されます。

【 傷病管理画面：往療又は訪問理由の登録 】

往療又は訪問理由	往療又は訪問理由_その他詳細	
通院		
通院	三者区分	第三者区分_その他詳細
独歩による公共交通機 認知症や視覚、内部、精 その他		

傷病管理画面の左下に「往療又は訪問理由」の選択欄がありますので、来院以外の場合は、リストボックスより適当な内容を選択し、決定します。

一般的には、“独歩による・・・”を選びますが、同意書に医師からのコメントが記載されている場合などは、その他を選択し、隣の詳細欄に入力も可能です。

※ Enter キーで進んだ場合は「通院」が初期設定として選ばれますので、往療・訪問施術料を算定している場合は、「通院」以外を選択してください。

* 往療料の加算算定廃止と訪問施術料の新設

10月施術分以降は、往療料としての算定は「突発的な場合のみ」となりました。突発的に往療をした理由を同意医師の見解とともにレセプト用紙の摘要欄に記入する必要があり、また14日間空けないと次の往療料算定はできないことから、「往療料」はほとんど使わなくなると考えられます。

原則、来院ではない場合は、「訪問施術料」を算定することになりますが、同一家屋の施術を行っていた場合、誰か1人に往療費を算定する、いわゆる「按分処理」が2024年9月施術分まではありましたが、10月からは無くなり、代わりに、「訪問施術料2」「訪問施術料3」というように、同一家屋で施術をした人数により、料金変動する仕組みに変わります。

患者さん1人当たりの負担が均等になり、人数が増えるごとに1人当たりの単価が減少します。

【 傷病管理画面：訪問施術料の登録方法 】

Version2024:Level0901以降のバージョンにすると、鍼灸の傷病管理画面のカレンダーはクリックするたびに下記のように変わります。

6	6	6	6	6	6
1	2	3	4	5	6
○	①	②	③	Ⅲ	◎

○（来院）→①（訪問施術料1）→②（訪問施術料2）→③（訪問施術料3／3～9人）
→Ⅲ（訪問施術料3／10人以上）→◎（往療）→“ ”（施術なし）
の順に変わります。

施術内容CD（1～6番）は今までどおりの入力を選んでいただき、その施術日が来院なのか訪問なのか、日付部分をクリックして決定します。

【 参考 】

- ①・・・訪問施術料1・・・同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人」
- ②・・・訪問施術料2・・・同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人」
- ③・・・訪問施術料3・・・同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人～9人」
- Ⅲ・・・訪問施術料3・・・同一日・同一建物で施術を行った患者数が「10人以上」

※ 施術を行った患者数が3人以上になると訪問施術料3の区分になりますが、10人以上の場合はさらに単価が変わります（区分的には訪問施術料3のままです）。レセコンの仕様上、10人以上施術の場合の訪問施術料3は区別のため、Ⅲと表記しています。
（レセプト用紙には③でもⅢでも“③”と印字されます。）

【 傷病管理画面：業務上・外、第三者行為の有無の登録 】

※ 2024年10月施術分以降からの新様式のレセプトでは、“業務上・外、第三者行為の有無”の欄、その他の箇所にカッコ書き“()”が追記されました。

○業務上・外、第三者行為の有無
(1. 業務上 2. 第三者行為 3. その他 ())

新様式の印字に対応するため、レセコンでは、『その他(業務外)』という項目を新たに設け、基本的には、この項目を選べば、レセプトには3のその他の部分に○をつけ、カッコ書きのところに、“業務外”と印字する設定となっています。

基本的には、『その他(業務外)』を選んでいただければ大丈夫です。もし、2024年9月施術分以前からの引継ぎにより、『その他(業務外)』の下の『その他』を選んでいる場合は、その隣の詳細欄に任意で入力する仕様となっていますが、何も入力しなかった場合でも、印字は“③.その他(業務外)”と印字されるようになっています。

第三者区分	第三者区分_その他詳細
その他(業務外) ▼	
業務上	
第三者行為である	
その他(業務外)	
その他	0 11 12 13 14 15 16

【 傷病管理画面：特別地域加算の算定 】

往診情報		
往療回数	往療距離(km)	特別地域加算

離島など、特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算算定できるように2024年10月施術分以降からなりました。

特別地域の患家で施術を行った回数を「特別地域加算」の枠に数字で入力するようにレセコンの改良をしていますが、現在、特別地域加算が算定可能な地域への往療・訪問施術がないため、詳細は割愛します。